

白神山地世界遺産推薦書

推薦書式

1 Specific location

a)Country

日本

b)State,Province or Region

青森県西津軽郡鮭ヶ沢町、同県同郡深浦町、同県同郡岩崎村、同県中津軽郡西目屋村、
秋田県山本郡藤里町

c)Name of property

白神山地

d)Exact location on map and indication of geographical coordinates

北緯40度22分から40度32分、東経140度02分から140度12分

e)Maps and/or Plans

5万分の1地形図（別添および図ー1）
植生図（図ー2）

2 Juridical data

a)Owner

国（農林水産省林野庁所管の国有財産）

b)Legal status

推薦地域は、林野庁の管理する国有林であり、現地の管理は青森県側は青森営林局、
秋田県側は秋田営林局が行っている。

環境庁長官等は推薦地域及びその周辺を自然環境保全法に基づく自然環境保全地域及び自然公園法に基づく自然公園（津軽国定公園、赤石溪流暗門の滝県立自然公園、八森岩館県立自然公園、きみまち坂藤里峡県立自然公園）に指定し、保全を図っている。

また、青森営林局及び秋田営林局は、1990年に推薦地域を含む一帯の生態系の保全を図ることを目的として、林野庁の規定に基づく森林生態系保護地域を設定している。

c) Responsible national agency

以下の制度をそれぞれの省庁が所管し、共同して当該地域を管理している。

①自然環境保全地域の管理

環境庁：東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

十和田八幡平国立公園管理事務所：青森県上北郡十和田湖町焼山

②自然公園の管理

自然環境保全地域と同様

③森林生態系保護地域の管理

林野庁：東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

青森営林局：青森県青森市柳川2丁目1-1

秋田営林局：秋田県秋田市中通5丁目9-16

④天然記念物の管理

文化庁：東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

3 Identification

a) Description and Inventory

i 概要

白神山地は、青森県と秋田県の県境にまたがる標高100mから最高峰の向白神岳（標高1,243m）に及ぶ山地帯の総称である。

地質は主として新第三紀層、一部に古生層や花崗岩が露出している。地形は壮年期形を呈し、深い谷が密に入り組んでおり、30度以上の急傾斜地が半分以上を占めている。

当山地は、人為の影響をほとんど受けていない源流域が集中し、森林の伐採や歩道を含めた人工構造物の設置もほとんど見られないすぐれて原生的なブナ天然林が大面積にわたってほぼ純林として分布している、日本国内はもとより世界的にも希な地域である。

また、当山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存し、かつブナ林を背景とした豊富な動物群が生息するなど、わが国の固有種であるブナを主とする森林の博物館的景観を呈している残された最後の森林とされ、東アジア最大のブナ原生林ともいわれている。

推薦地域は当山地の中でも良く原生状態が保たれ、かつ自然環境保全法等の法的措置によって将来とも保護が図られることが確実な地域10,139haである。

ii 自然の特徴

A. 原始性

推薦地域を特徴付けることとして、まずその原始性をあげることができる。

ブナ林は照葉樹林と並んで日本の極相林の代表的なものであるが、用材または薪炭材として利用された結果その多くが人工林や2次林にかわっており、現在では国立公園や森林生態系保護地域等の保護地域を除いてまとまった天然林が残存している地域はほとんど見られなくなった。しかし白神山地は集落から離れていたことや地形が急しゅんであること等から、過去においてほとんど伐採等を行われておらず、特に推薦地域は林道・歩道もまったく設置されていない原生的な森林が維持されている。

I. ブナの純林と植生の多様性

日本のブナは、世界のブナと比較した場合、ヨーロッパブナとならんでブナの純度の高い森林を形成するが、両者は林内の植生の多様性の点で大きく異なっているといわれている。白神山地においては、ブナ林内や山頂部の風衝地、崖すい、露頭部の岩礫地等の特殊立地等において500種以上の植物が確認されている。種類としては日本の他の山地と比較して特に多いというものではないが、

①本山地のブナ林には日本の植物相を特徴付ける植物が多く自生しているということ

②各地の高山帯、亜高山帯に一般に見られる種類についても、海岸から近くまた標高1000m前後の山地に多くの種が集中して自生すること
等特徴的であり、白神山地はブナ林と結び付いた多様な植物の集合体という意味で他地域にない高い価値をもっているといわれている。

また、これらの植物の中には地域固有の植物や分布が極めて限られる植物、北限・南限種、多くの高山植物も把握されている。

さらに、この地域に自生する植物は日華植物区系に属する植物が大部分であり、これらは地球的にみれば極めて特徴のある植物とされている。

ウ．動物相

本山地には豊かなブナ林を背景として、多くの中大型哺乳動物、鳥類、昆虫等が生息している。

中大型哺乳類は、本州北部の哺乳類のうち多雪のため生息できないニホンジカ、イノシシ以外はすべて生息しているといわれ、ニホンカモシカ（特別天然記念物）、ニホンザル（Local population 注1）、ツキノワグマ等14種が確認されている。

鳥類は、30科84種が確認されており、特記すべき鳥類としては、イヌワシ、クマゲラ、クマタカ、シノリガモがあげられる。

イヌワシ（Endangered 注2）は全国でも繁殖の確認が限られている絶滅の恐れのある天然記念物・特殊鳥類に指定されている鳥で、当地域内で繁殖している可能性が極めて高いといわれている。

クマゲラ（Vulnerable 注3）は本州での生息が限られている天然記念物・特殊鳥類である。クマタカ（Endangered）は特殊鳥類で、青森県側で1つがいが確認されている。

シノリガモ（Rare 注4）は溪流の水生昆虫を主食とする鳥類で、きれいな溪流の指標鳥といわれている。全国での繁殖事例も限られているが、本地域では広く生息が認められまたその繁殖が確認されている。

注1：保護に留意すべき地域固体群（地域的に孤立している固体群で絶滅の恐れが高いもの。）

注2：絶滅の危機に瀕している種又は亜種（もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続は困難なもの。）

注3：絶滅の危険が増大している種又は亜種（もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧種」のランクに移行することが確実と考えられるもの。）

注4：存在の基盤が脆弱な種又は亜種（現在のところ「絶滅危惧種」「危急種」に該当しないが生息条件の変化によって容易に上位のランクに移行する要素を有するもの。）

以上の注は環境庁作成「日本の絶滅の恐れのある野生生物」による。

白神山地に分布する昆虫類は、ブナをはじめとした高木の天然林帯と豊かな水量、変化に富んだ植生帯等により豊富であり、南限・北限種等を含んで200科、2,000種以上が確認されており、環境指標性が高くかつ氷河期の遺存種といわれるムカシトンボ、トワダカワゲラ等が生息している。

以上のように、推薦地域は東アジアを代表するブナ林として、森林内の動植物の分布の多様性、すぐれた原始性等から極めて貴重な森林と考えられる。

iii 日本のブナ林の自然史（白神山地の成り立ち）

現在の種としての日本のブナは、約100万年前頃に出現したとされており、更新世の寒暖のくりかえしの中で、温暖期には白神山地を含む東北地方にもブナの優先する集団がみられたと推定されている。

最終氷期前の4万5000年～3万3000年には、ブナは日本各地に多く出現しているが、以降の最終氷期にはいと代わってツガ、マツが増加し、さらに最寒冷期の2万1000年～1万8000年頃にはブナは著しく減少する。

しかし、この最寒冷期の寒冷・乾燥気候においても、日本の南部の各地においてブナが避難していたことが確認されている。

晩氷期の1万2000年頃を境としてブナ林の急激な拡大がみられるが、この拡大は特に氷期において朝鮮半島と陸続きになっていたことにより止められていた暖流が再び日本海に流入し湿潤化した日本海側の各地で顕著であった。

白神山地のある東北地方は、約8000年前には現在の分布域を回復しており、森林内に氷河期の植物等を保持しながら現在に至るまで世代交代を続けてきている。

iv ブナ林と文化史

農耕文明の発祥地チグリス・ユーフラテス川左岸の丘陵地帯では、初期の農耕はカシなどの亜熱帯性の地中海型森林の中で営まれており、8000年前からの長期に亘る人類の破壊によって、森林は草原から砂漠にかわり、そして文明は滅んだ。その文明の伝ばしたギリシャでも5000年前頃から、オリーブ栽培を伴う農耕によって、ネズやピスタチオの灌木をまじえたカシ林が広範に破壊されはじめたことが明らかとなっている。その後、地中海文明が自らの森をくいつぶした時、文明の中心地はアルプス以北の森の国へと移動した。

一方、北西インドのインダス文明と華北の黄河文明は、黄河流域の落葉広葉樹を破壊し、さらに朝鮮半島の森林をも破壊し、日本に至っている。

自然史と文明史の観点からみて、ユーラシア大陸の文明は自然のポテンシャルの高い森を求めて東進・西進し、現在、温帯の湿潤な森の国に近代工業文明として華をさかせたともいわれている。

日本のブナ林は12000年～8000年前には現在の分布域を有していたとされているが、この時期に日本最古の土器が発見され、大陸からの文明の伝ば以前の多くの遺跡がブナの分布域に残っており、すでに文化圏を形成していたとされている。ヨーロッパのブナ林が2000年程度の歴史しかないことから、日本のブナ林における文化は大陸からの農耕文明を受け止めた唯一のブナ帯の文化ともいえる。

日本のブナ帯の遺跡からは、食用とした食物が判明しており、狩猟漁ろうのみならず、植物食の比重も高く、トチノキの実、ドングリ、クルミ、クリ等の堅果類、地下茎、球根

等を食したとされている。特に、長期保存食となったトチノキの実、ドングリはあく抜き
の技術を必要としたが、その技術の一部は現在までブナ帯で伝承されているなど、当時の
自然認識の高さがうかがえる。

また、クマ猟を中心とした狩猟は、近代まで特殊な狩猟技術や信仰儀礼を伝承した猟
師の集団「またぎ」として受け継がれてきた。

さらに、ブナ林の構成樹種であるブナ、トチノキ、クリ等を利用して木鉢、椀等の生
活道具の作成を主業とする「本地屋（きじや）」の技術もブナ帯文化のひとつとしてあげ
られる。

現在まで伝わるこれらの伝統によって、ブナ林を生活の糧とした当時の生活様式がう
かがわれるが、さらにアイヌの熊送りの行事（獲物への感謝のため、熊の魂を神のいる天
に送り返す儀式）にみられるように獲物や切り倒した樹木を神からの贈物とみなし、人間
と同格視して取扱うという伝統や世界観を農耕以前の人々は持ち続けてきた。

森を破壊しつつ伝わってきた農耕文明は、日本においては西日本の照葉樹林帯を破壊
したが、水稻の限界から東日本のブナ帯は著しい破壊は及ばなかった。

自然を支配し、征服する農耕文明に対して、人間を自然のひとつとして他の動植物と
同格化し、森と融合するブナ林の文化は、近代までその生活様式とともに地域の伝統とし
て受け継がれてきた。

現在、開発の進行によってブナ林が急激に減少する中で、白神山地の原生林はいまな
お残る日本の古来の自然観の象徴として、さらに今後の自然と人間の在り方を考える上で、
も貴重な存在になっている。

b)写真等

スライドリスト

①二つ森より白神山地の原生的なブナ林の遠望

②白神岳山頂より白神山地の遠望

③白神山地の夜明け

④ブナ林

⑤厳冬期のブナ林

⑥アオモリマンテマ

・固有種。危急種。氷河期の遺存種。

⑦同

⑧ツガルミセバヤ

・準固有種。氷河期の遺存種。

⑨同

⑩オガタチイチゴツナギ

・準固有種。

11トガクシシヨウマ

・ 危急種。日本の植物相を特徴付ける植物。

12シラネアオイ

・ 日本海要素の植物。

13同

14オニシオガマ

・ 分布の北限。

15チシマフウロ

・ 高山植物。

16ウチョウラン

・ 危急種。

17同

18クマガイソウ

・ 危急種

19フジチドリ

・ 絶滅危惧種。

20フガクスズムシソウ

・ 危急種。

21ニホンカモシカ

・ 天然記念物。

22クマゲラ

・ 天然記念物。特殊鳥類。危急種。

23同

24ニホンザル

・ 地域個体群

25同

26シノリガモ

・ 希少種。

27キタゲンゴロウモドキ

・ 氷河期の遺存種。希少種。

28オオゴマシジミ

・ 生息域が限定。

c) 参考図書

白神山地の動物相 1992 環境庁

白神山地の植物相 1992 環境庁

白神山地自然環境調査報告書 1987 1989 青森県

粕毛川源流自然環境調査報告書 1985 秋田県

白神山地森林施業総合調査報告書 1986 林野庁

4 State of preservation/conservation

a)Diagnosis

推薦地域のブナ林は林道、建築物はもとより、歩道も開設されておらず、極めて原始性の高い状態で維持されている。

ブナ林は日本の極相林の代表的なものであるが、その多くが用材又は薪炭材として利用された結果人工林や2次林にかわっており、本山地のような自然環境保全地域や国立公園等の保護地域以外ではまとまった天然林が残存している地域はすでに見られない。

白神山地は他の国立公園と比較しても、規模は小さいが人工構造物がほとんどみられないという点で特異であり、原始性の高いブナ林が分断されることなくまとまって分布している。

推薦地域の現状を変更する行為は厳しく規制されており、またその周囲はバッファゾーンとして開発行為や森林の伐採も規制されており、将来にわたって良好な状態が保たれていくものと考えられる。

b)Means for preservation/conservation

当該地域は自然環境保全地域、国定公園、森林生態系保護地域に指定されており、それぞれの法令等の規制の下に保全が図られている。

また、当該地域には天然記念物に指定されたカモシカ、イヌワシ及びクマゲラが生息しており、これらの動物は文化財保護法によって保護されている。

①自然環境保全地域（図－3）

環境庁長官は1992年に推薦地域の大部分を自然環境保全地域の特別地区及び野生動植物保護地区に指定しており、土地の形質の変更や森林の伐採、貴重な植物の採取については環境庁長官の許可が必要となっている。また、この特別地区をとりまく普通地区についても土地の形質の変更は届け出が必要であり、かつその行為が自然環境に重大な影響を及ぼすと判断される場合には環境庁長官はその行為の中止を命ずることができることとなっており、バッファゾーンとしての機能を果たしている。

②国定公園（図－3）

推薦地域の一部は津軽国定公園の特別保護地区に指定されており、土地の形質を変更する行為、木竹の伐採・損傷、動植物の捕獲・採取等については原則禁止となっており、厳しく保護されている。

また、周辺は同国定公園及び県立自然公園の特別地域に指定されており、一定の行為規制の下に、バッファゾーンとして機能を果たしている。

③さらに推薦地域の全域は森林生態系保護地域保存地区に指定され、すべての行為を禁止し自然の推移に委ねることを原則とした取扱いがなされており、また周辺は森林生態系保護地域の保全利用地区として大規模な開発を行わない範囲で教育的利用やレクリエーション利用を図る地域となっており、バッファゾーンとしての機能を果たしている。（図－4）

④天然記念物

推薦地域に生息している動物のうち天然記念物に指定されている動物の捕獲や繁殖を妨げる行為は文化庁長官の許可を得ないでは何人もしてはならないとされている。

以上のように、推薦地域は法令等に基づいて重複して保護措置が図られており、また、青森・秋田営林局は学術研究等以外は当該地域への立ち入りを制限しており将来に亘って厳正な保護が図られることが見込まれる。

さらに環境庁は、当該地域を自然環境保全地域に指定した後、自然保護取締官を任命し、法令違反行為等の取締を行うとともに、一般の巡視のための措置を行っている。また、林野庁においても、当該森林を管理する営林署によって森林の保全管理を行っている。なお、それぞれの保護地域に対して保全のための計画が作成されている。法令等の条項は参考に添付する。

5 Justification for inclusion in the World Heritage List

推薦地域は日本固有種であるブナがほぼ純林をなし、原始性の高い状態で分布している他に例を見ない地域である。さらに、ブナ林の中には、固有種・南限・北限種、多くの高山植物等の貴重植物及び絶滅危惧種や危急種を含め貴重な動物相を有しており、日本の潜在的な植生の生態的な状態を示す数少ない貴重な地域であり、その価値は地球的にみて極めて重要であるとされている。

ブナ属の森林は世界にはヨーロッパ、北アメリカ、中国、コーカサス山脈、台湾等に分布するが、日本のブナのようにまとまった純林を構成しているのは他にはヨーロッパブナのみといわれており、そのヨーロッパブナはおおむねかつての薪炭の採取や放牧によって荒廃した森林の再生林とされ、かつ植生は日本に比して極めて単純である。

また、日本のブナは、ヨーロッパブナとユーラシア大陸において隔離分布しているものであるが、両者の歴史は大きく異なっている。

種としての違いをみると、日本のブナは、更新世前期（およそ200万年前以降）から確認される一方、ヨーロッパブナがオリエントブナから分化したのは最終氷期以降（およそ10万年以内）の出来ごととみられている。

そして、その種としての差もさることながら、現在の分布の状態に達した時期も大きく異なっており、日本のブナの分布地域は最終氷期の最寒冷期にあたる2万1000年～1万8000年頃でも氷河におおわれておらず、またブナについても日本の南部に避難所を有して存続していたことから、約12,000年～8,000年頃には現在の分布域に達したとされる一方、ヨーロッパはこの最終氷期に厚い氷におおわれ、大半がツンドラ地帯になったことから、約2000年前頃によく現在の分布域に達している。

両者の植物相も日本がヨーロッパの5～6倍に達する多様性を示すこともこのためであり、世界の植物史を知る上で他に類をみない優れた原始性をみせる白神山地のブナ林は世界的に貴重な遺産である。

白神山地のブナ林は純度の高さやすぐれた原始性、動植物相の多様性で世界的に特異

な森林であり、氷河期以降に爆発的に増えた新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものとして様々な群落型、更新のステージを示しつつ存在している、生態的に進行中のプロセスとして、自然遺産のクライテリアの(ii)に該当し、また、その日本の文化を生き長い年月の間営々と存続してきた母なる木ブナ原生林の大面积にわたるすばらしい眺望はクライテリアの(iii)に該当し、さらに、固有種、絶滅危惧種の生息地として(iv)に該当するものと考えられる。

3 a)Description and Inventory 追加資料

白神山地のブナ林と動植物について

○白神山地のブナ林

わが国は湿潤気候下にあつて、植物が生育できる場所においては、最終的に森林群落
が形成され、主に温度条件によってその群落の組成や相観が異なっている。その中でブナ
を主とする落葉広葉樹林（ブナ帯）は、北海道から九州までの冷温帯における代表的な気
候的極相林となっている。

ブナ帯の発達する暖かさの指数は85～45の間であるとされているが、白神山地の
主体をなす標高500mの地点の暖かさの指数の推定値は62であり、当地域はほとんど
はブナ帯の範疇に含まれている。また、日本海内陸の多雪地帯のブナ林に特有の植物群落
（ミヤマナラーチシマザサ群落、ヒメヤシャブシータニウツギ群落、キタゴヨウマツ林、
サワグルミートチノキ群落等）を含んだ典型的なブナ林の発達が見られており、本山地の
ブナ林はリョウブとタムシバが高い常在度で出現する点で本州日本海側ブナ林（日本の典
型的なブナ林）に属し、その北限といわれている。

本山地のブナ林は約8000年前から出現したとされるが、日本海側は、氷河期が終わって
急激に進出した新しい種であるこのブナ林にかつて広く覆われており、本山地が原生の状
態でまともに残された最後の地帯であると考えられる。

当該地域を含む一帯のブナ天然林の内、ブナの蓄積の割合が75%を超える森林は面
積の約6割を占めており、蓄積の割合が25%を超えるものを含めると9割以上に達して
いる。

○白神山地の植物相

白神山地の植物種については、秋田県側の調査で90科253属412種12亜・変
・品種を把握し（藤原）、青森県側の調査で95科290属506種としており（牧田ら）
その中で114品種が分布等からみて貴重な植物であるとしている。

本山地の遺存固有の植物としてツガルミセバヤ（準固有種）、アオモリマンテマ（固
有種）、ミツモリミミナグサ（準固有種）の3種が生育している。これらの植物はかつて
アジア大陸から北海道、本州にかけて広く分布したものが何らかの原因で本山地あるいは
北海道の一部に取り残され、それぞれの進化をとげたものと推定されている。

また、新固有の植物としてオガタチイチゴツナギ（準固有種）は今なお進化の途上
にある種と考えられており、これらは種の進化を究明する上で重要な植物である。

日本海要素の植物としてトガクシショウマ、シラネアオイ、オニシオガマ等があげら
れる。トガクシショウマは日本の植物相を特徴付ける重要な植物のひとつといわれており、
長野県から青森県にかけて隔離分布をし固体数も少ない珍種である。また、オニシオガマ
は石川県から青森県にかけての地域に分布し、白神山地が分布の北限になっている。

また、リシリシノブ、ハイマツ、チシマフウロ、エゾノシロバナシモツケ、ミヤマハン
ショウヅル等の高山植物やウチョウラン、クロベ等の北限をなす植物が特徴的なものであ
る。（表-1、表-2）

なお、この地域に生育する植物は、過去の氷河期に氷河が発達せず、植生の保存や移動、発達がよく行われた地帯である日華植物区系に属する植物が大部分であり、これらは地球的にみれば極めて特徴のある植物とされている。

○白神山地の動物相

動物相についていえば、本山地には豊かなブナ林を背景として、大型哺乳動物、鳥類、昆虫等が多く生息している。

中大型哺乳動物は、東北地方の哺乳類のうち多雪地帯のため生息できないニホンジカ、イノシシ以外はすべて生息しているといわれ、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ（特別天然記念物）、ホンドテン、ホンドオコジョ、ニホンザル（地域個体群）、ホンドリス、トウホクノウサギ、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、アナグマ、ホンドイタチ、ムササビ、ヤマネ、モモンガの14種が確認されている。

貴重な哺乳類として、ニホンザル、ニホンカモシカ、オコジョ、ヤマネ、モモンガがあげられる。

小型哺乳動物は6種が確認されている。

鳥類は、白神山地の森林内、溪流、尾根等の各地で30科84種が確認されている。

環境	科数	種数
溪流付近	17	32
広大な中洲	24	45
原生林中央部	11	20
一般ブナ林	21	48
尾根	9	20
伐採跡地	20	34
林道	18	37
計	30	84

鳥類相の特色としては、まず人里や農耕地等に密着した鳥類が生息しないことがあげられる。また、原生的森林を広く必要とするクマゲラが生息・繁殖し、食物連鎖の上位にあるイヌワシ、クマタカの生息がみられることは、人為的影響が少なく、自然度の高い環境が広範囲にわたって存在していることを示している。

さらに、大径木の揃った原生的ブナ林の中央部は鳥類相が単純でそれだけブナ極相林の環境的特性が伺われる。

一方、溪流付近にみられるシノリガモ、ヤマセミ、アカショウビン、カワガラスといった水辺の鳥類と森林棲鳥類の出現は、溪流とその付近に魚類、昆虫、両生類が多く生息し、溪畔周辺の植物相が豊かであることを表している。

加えて、尾根部分にみられるビンズイ、ミソサザイ、カヤクグリ等は亜高山地帯としての環境がよく保たれていることを示している。

特記すべき鳥類としては、イヌワシ、クマゲラ、クマタカ、コノハズク、シノリガモが

あげられる。

イヌワシ（絶滅危惧種）は全国でも繁殖の確認が限られている絶滅の恐れのある天然記念物・特殊鳥類の鳥で、当地域内で繁殖している可能性が極めて高いといわれている。

イヌワシ1つがいの生活圏は5,000～6,000 haと推定されている。

クマゲラ（危急種）は本州での生息が限られている天然記念物・特殊鳥類である。クマゲラの生活は文字通りブナ林によって支えられており、生立木は巣穴用に、半枯死木はねぐら木に、枯死木と風倒木は採餌木として利用するとされ、生活圏は数百haが必要であり、本山地はブナ林の広さ等からクマゲラの生息に適しているとされている。本地域には6～12つがいが生息していると推定されている。

クマタカ（絶滅危惧種）は特殊鳥類で、青森県側で1つがいが確認されている。

コノハズクはブナ等大木の多い自然林に生息し、昆虫を主食とする小型フクロウであり、国内でも固体数は少なく、繁殖地も限られている。この鳥の広範囲における生息は、白神山地の森林が原生林または自然林としての環境を多く残している証左である。

シノリガモ（希少種）は溪流の水生昆虫を主食とする鳥類で、きれいな溪流の指標鳥といわれている。全国での繁殖事例も限られているが、本地域では広く生息が認められまたその繁殖が確認されている。シノリガモの生息は溪流の水量が安定し、水生昆虫等が豊富であることを示し、白神山地の溪流とその溪畔植生の自然度の高さがうかがえる。

そのほか、貴重な鳥類として、ホシガラス、ビンズイ、アオバト、マミジロ、ブッポウソウ、オシドリがあげられる。

爬虫類は7種、両生類は9種が確認されている。本地域は流水性で環境指標性の高いカジカガエルの津軽地方における最大の繁殖地といわれている。

白神山地に分布する昆虫類はブナをはじめとした高木の天然林帯と豊かな水量、変化に富んだ植生帯等により豊富であり、南限・北限種等を含んで200科、212種が確認されている。

白神山地の周辺もかつて豊かなブナ林が広がっており、またそのような低山地こそ昆虫類の宝庫であったといわれている。現在そのような森林は失われたが、かろうじて白神山地だけが原生に近い形で残されているにすぎない。

調査によると、新種の可能性の高い種、当山地以外ではほとんどみられない昆虫類、北限・南限種等の種として155種がリストされている。（表-3）

白神山地の昆虫総括表

目の名前	科の数	種類の数
トビムシ目	9	70
カゲロウ目	1	1
トンボ目	10	23
カワゲラ目	3	5
バッタ目	1	3
ハサミムシ目	2	3
ガロアムシ目	1	1

カメムシ目	37	122
アミメカゲロウ目	5	8
コウチュウ目	86	1、227
ハチ目	20	101
ハエ目	14	57
トビゲラ目	3	3
チョウ目	37	588
計	229	2、212

関係する法令等の条文（概要）

〔自然環境保全法〕

第22条（自然環境保全地域の指定）

第1項

環境庁長官は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するものの内、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

第2号

すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域でその面積が1000ha以上のもの

第25条（特別地区）

第1項

環境庁長官は、自然環境保全地域の区域内に、特別地区を指定することができる。

第4項

特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境庁長官の許可を受けなければ、してはならない。

第1号

- ・建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ・宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- ・鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ・水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ・河川、湖沼の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

第2号

木竹を伐採すること。

第3号

環境庁長官が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は排水を排水設備を設けて排出すること。

第4号

道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第26条（野生動植物保護地区）

第1項

環境庁長官は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、その区域内に、保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

第3項

何人も、野生動植物保護地区内においては、指定された野生動植物（動物の卵を含む）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

第28条（普通地区）

第1項

自然環境保全地域の普通地区（特別地区以外の区域をいう。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、環境庁長官に対し届け出なければならない。

第1号

政令で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築、改築、又は増築すること。

第2号

宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

第3号

鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

第4号

水面を埋め立て、又は干拓すること。

第5号

特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

第2項

環境庁長官は、届出があった場合において、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

〔自然公園法〕

第10条（公園の指定）

第1号

国立公園は、環境庁長官が、自然環境保全審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

第2号

国定公園は、環境庁長官が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

第41条（都道府県立自然公園の指定）

都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。

第17条（特別地域）

第1項

環境庁長官は、国立公園又は国定公園の風致を維持するため、その区域内に、特別地域を指定することができる。

第3項

特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境庁長官の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

第1号

工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

第2号

木竹を伐採すること。

第3号

鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

第4号

河川、湖沼、又は湿原及びこれらの1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は排水を排水設備を設けて排水すること。

第5号

広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

第6号

水面を埋め立て、又は干拓すること。

第7号

土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

第8号

高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものを採取し、又は損傷すること。

第9号

屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

第10号

道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第18条（特別保護地区）

第1項

環境庁長官は、国立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

第2項

特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境庁長官の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければしてはならない。

第1号

第17条第3項に掲げる行為。（工作物の設置、木竹の伐採等。）

第2号

木竹を損傷すること。

第2号の2

木竹を植栽すること。

第3号

家畜を放牧すること。

第4号

屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

第5号

火入れ又はたき火をすること。

第6号

木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

第7号

動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第8号

道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

〔文化財保護法〕

第69条（指定）

第1項

文部大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。

第2項

文部大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物に指定することができる。

第80条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第1項

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

第7項

第1項の規定による許可を受けず、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしたものに対しては、文化庁長官は、現状回復を命ずることができる。

第91条

第1項

次に掲げる場合には、関係各省庁の長は、あらかじめ、文部大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

第1号

重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

第2号

所管に属する重要文化財を輸出しようとするとき。

第3号

所管に属する重要文化財、重要有形民族文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

〔保護林設定要領（林野庁長官通達）〕

1 目的

森林生態系保護地域は、原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等に資することを目的とする。

3 地帯区分

(1) 保存地区は森林生態系の厳正な維持を図るものとする。

(2) 保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように、緩しうの役割を果たすものとする。

5 取扱いの方針

(1) 保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移にゆだねるものとする。ただし、次に掲げる行為についてはこの限りではない。

ア モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為

(7) 山火事の消火等

(4) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(2) 保全利用地区の森林は、原則として保存地区と同質の天然林とし、木材生産を目

的とする森林施業は行わないものとする。ただし、人工林を含める場合は、複層林施業等を行うことができるものとする。

- (3) 保全利用地区においては、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとし、このために必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができるものとする。
- (4) 保全利用地区に外接する森林においては、森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然林施業を行うものとする。

表3 白神山地の貴重な昆虫

和名	学名
○氷河期の遺存種	
メススジゲンゴロウ	<i>Acilius japonicus</i>
キタゲンゴロウモドキ	<i>Dytiscus delictus</i>
トワダカワゲラ	<i>Scopura longa</i>
ムカシトンボ	<i>Epiohlebia supersutes</i>
○希少種 (RDBがコリ R)	
キタゲンゴロウモドキ	<i>Dytiscus delictus</i>
オオチャイロハナムグリ	<i>Osmoderma opicum</i>
○北限種	
ウスクモナミシャク	<i>Heterophleps fusca</i>
クロフキエダシャク	<i>Monocerotesa lutearia</i>
シロクロキバガ	<i>Telphusa comprobata</i>
キモントガリバメイガ	<i>Endotricha kuznetzovi</i>
ゴマフキエダシャク	<i>Angerona nigrisparsa</i>
ニワトコドクガ	<i>Topomesoides jonasii</i>
ヒメネグロケンモン	<i>Colocasia umbrosa</i>
ツノフトツツハネカクシ	<i>Osorius taurus</i>
マルヒゲナガビロウドコガネ	<i>Serica ovata</i>
オトヒメテントウ	<i>Scymnus otohime</i>
オオメナガヒゲナガゾウムシ	<i>Ulorhinus gokani</i>
コゲチャホソヒラタコメツキ	<i>Corybitodes obscuripes</i>
オオオビハナノミ	<i>Glipa shirozui</i>
○南限種	
オオヨモギハムシ	<i>Chrysolina angusticollis</i>
エゾヒゲナガハナノミ	<i>Epilichas brunneicornis</i>

表1 白神山地の固有種等（植物）

和名	学名	分布	RDBカテゴリ
アオモリマンテマ	<i>Silene aomorensis</i>	遺存固有種, 新種	V
ツガルミセバヤ	<i>Hylotelephium tsugaruense</i>	準固有種	
ミツモリミミナグサ	<i>Cerastium arvense</i> var. <i>ovatum</i>	準固有種	V
オガタイチゴツナギ	<i>Poa ogamontana</i>	新固有種	
ウチョウラン	<i>Orchis graminifolia</i>	分布北限	V
クロベ	<i>Thuja standishii</i>	〃	
トガクシシヨウマ	<i>Ranzania japonica</i>	〃	V
エゾハナシノブ	<i>Polemonium yezoense</i>	分布南限	

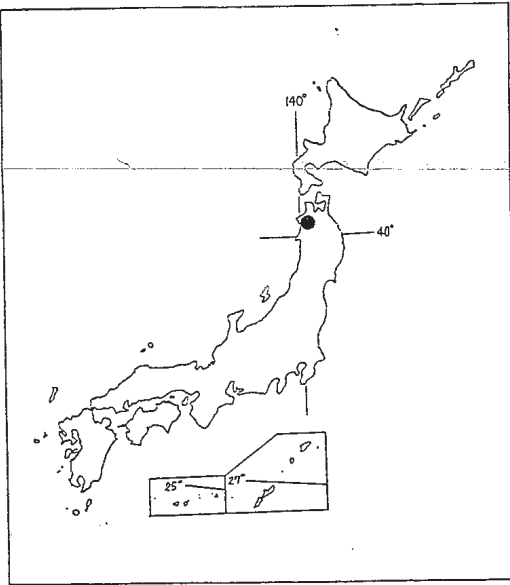
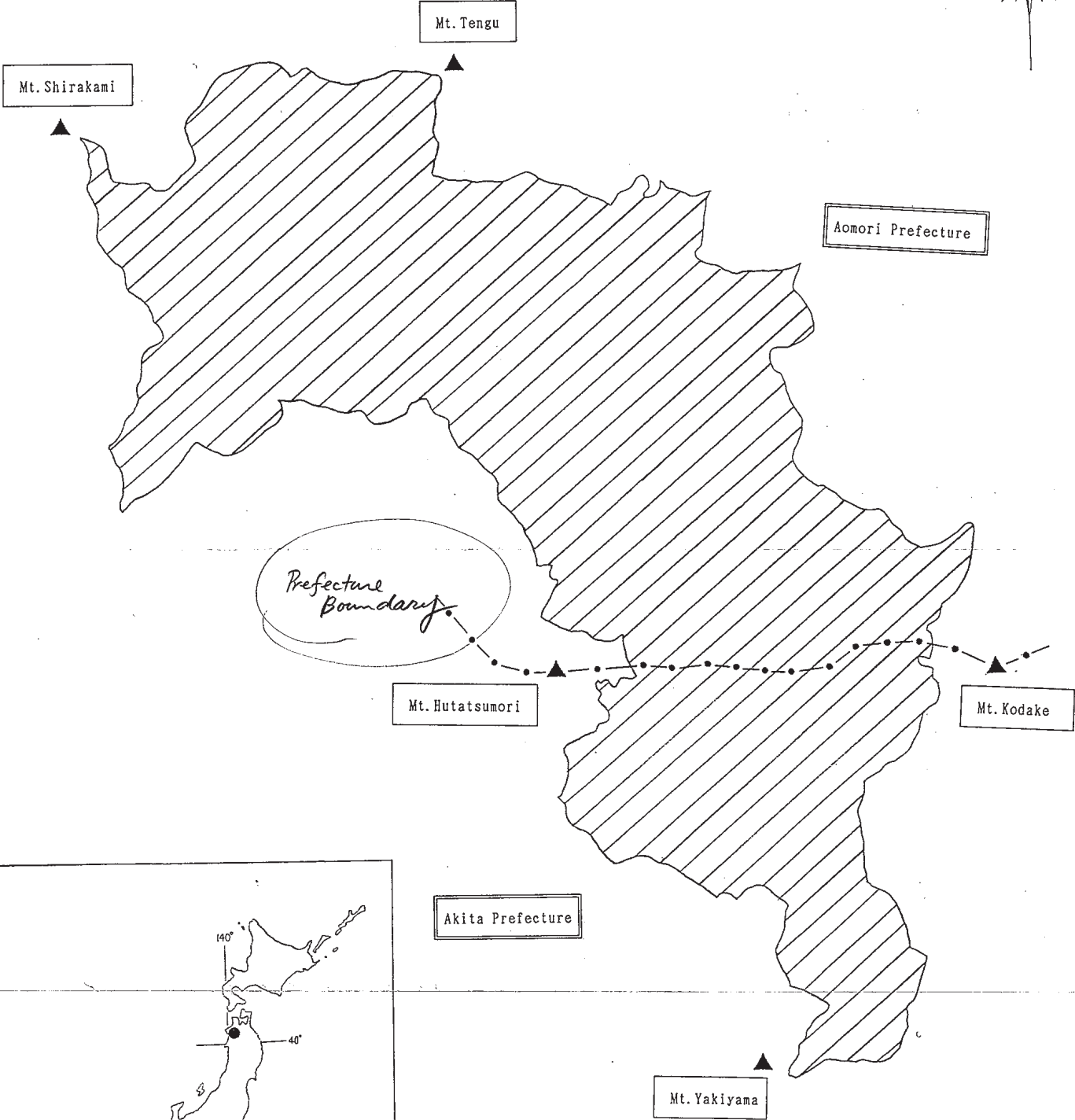
表2 植物リスト中絶滅の危機にあるとされる植物

和 名	学 名	RDBカテゴリー
<ラン科 ORCHIDACEAE>		
エビネ	<i>Calanthe discolor</i>	V
キンセイラン	<i>C. nipponica</i>	V
ナツエビネ	<i>C. reflexa</i>	V
サルメンエビネ	<i>C. tricarinata</i>	V
コアツモリソウ	<i>Cypripedium debile</i>	V
クマガイソウ	<i>C. japonicum</i>	V
キバナアツモリソウ	<i>C. yatabeanum</i>	E
フジチドリ	<i>Gymnadenia fujisanensis</i>	E
フガクスズムシソウ	<i>Liparis fujisanensis</i>	V
ウチョウラン	<i>Orchis graminifolia</i>	V
ヒトツボクロモドキ	<i>Tipularia japonica</i>	E
<ナデシコ科 CARYOPHYLLACEAE>		
ミツモリミミナグサ	<i>Cerastium arvense</i>	V
アオモリマンテマ	<i>Silene aomorenensis</i>	V
<キンポウゲ科 RANUNCULACEAE>		
フクジュソウ	<i>Adonis amurensis</i>	V
<メギ科 BERBERIDACEAE>		
トガクシショウマ	<i>Ranzania japonica</i>	V
<ユキノシタ科 SAXIFRAGACEAE>		
ヤシャビシャク	<i>Ribes ambiguum</i>	V

Fig. 1

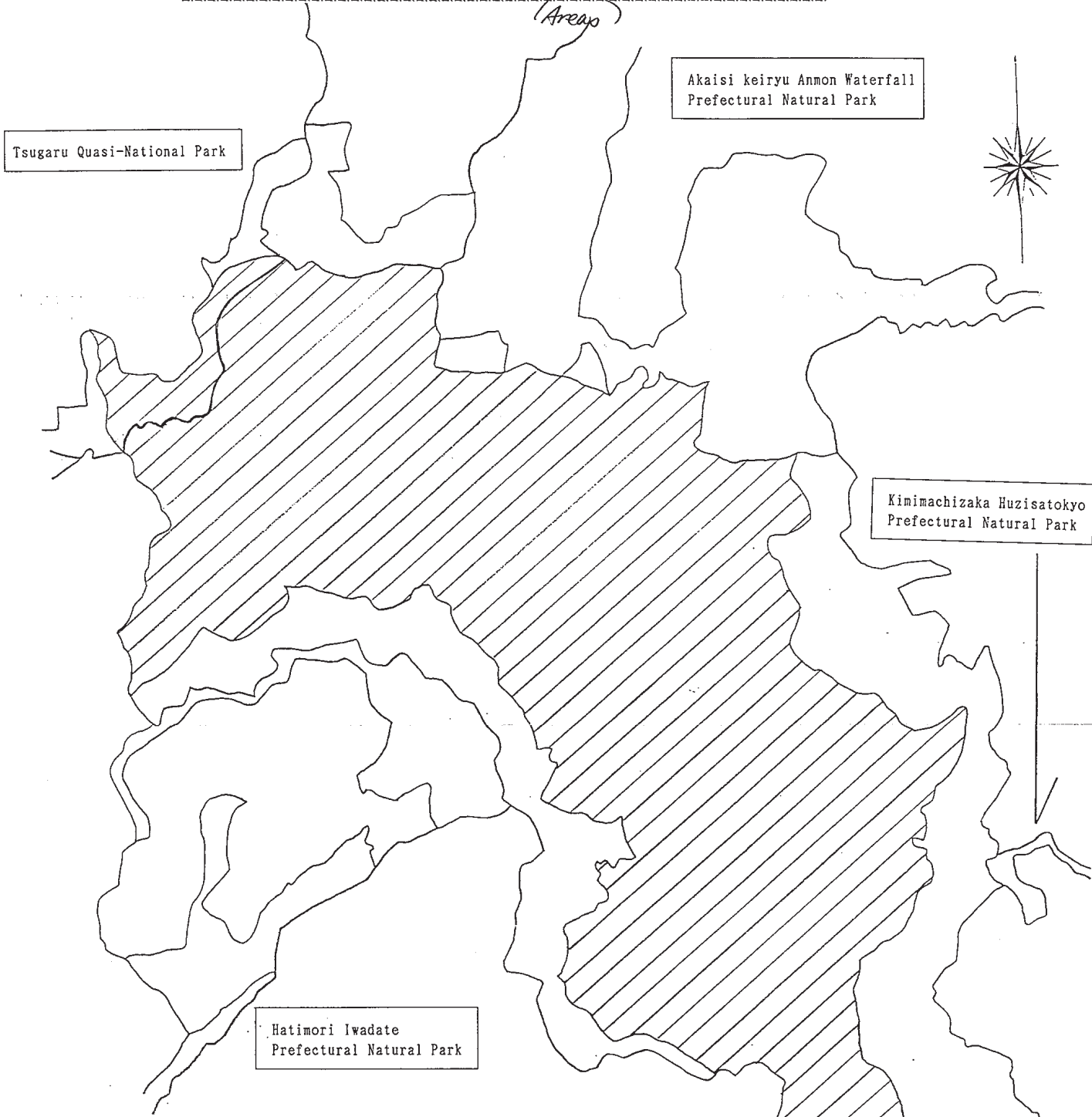
~~The Shirakami-Sanchi recommended area~~


R A



Nature Conservation Area, Natural Parks, and The recommended Area

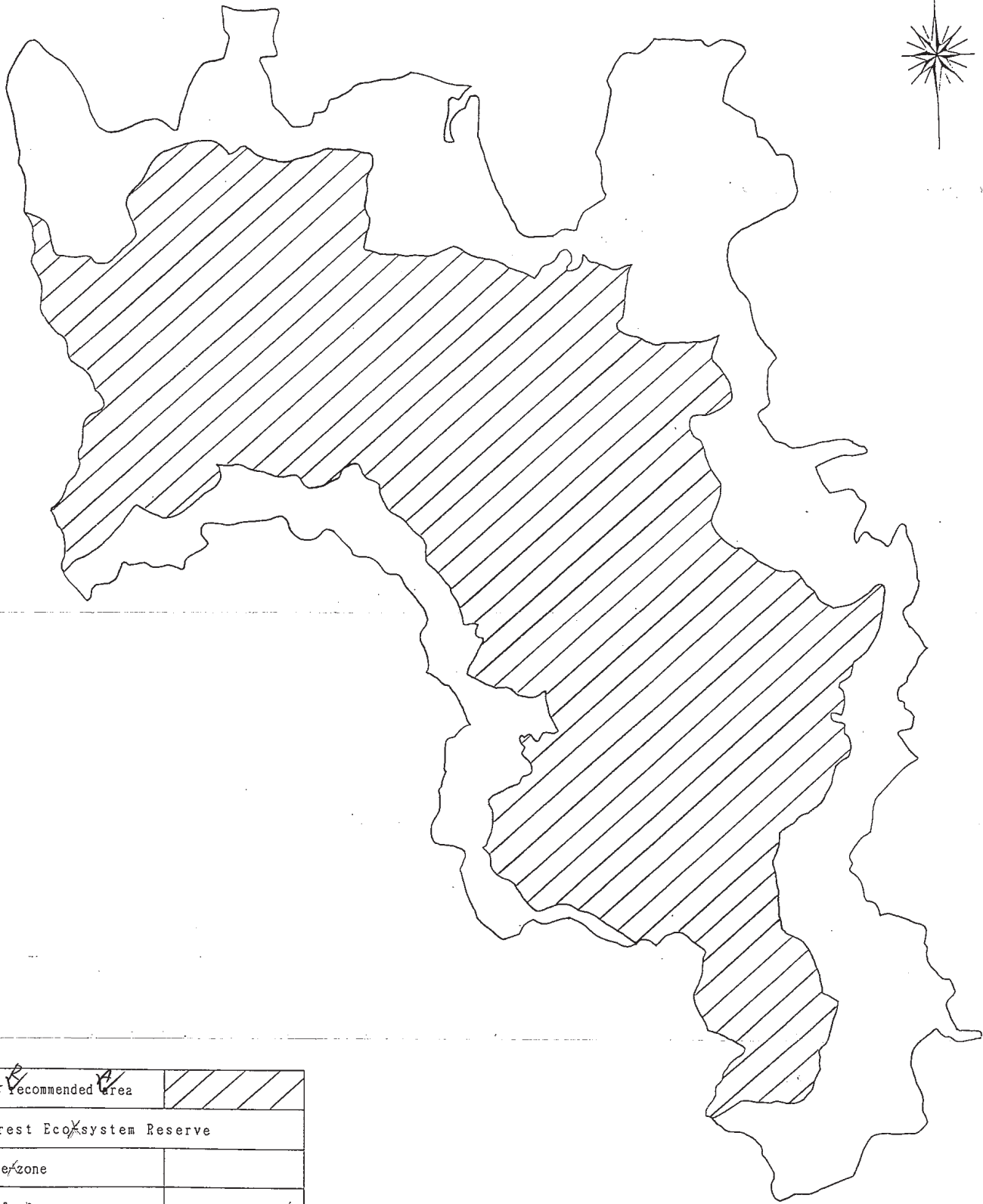
Fig. 2




The recommended area	
Shirakami-Sanchi Nature Conservation Area	
Special Area Zone	
Ordinary Area Zone	
Natural Park	
Special Protection Area Zone	
Special Area Zone	
Ordinary Area Zone	



Forest Eco-system Reserve and The Recommended Area



The Recommended Area	
Forest Eco-system Reserve	
Core zone	
Buffer zone	

1000m 0 1 2 3km